

東大阪市消第1627号
令和2年11月24日

布施薬剤師会
会長 山下 正洋 様

東大阪市長 野田 義和
(公 印 省 略)

はかりの定期検査の実施について（依頼）

平素より、本市計量行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、本市では、取引又は証明に使用されている調剤用はかりについて、計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づき令和2年度のはかりの定期検査（2年に1回）を、指定定期検査機関である一般社団法人大阪府計量協会に委託し、別紙のとおり実施いたします。

つきましては、大変ご多忙の中お手数をおかけいたしますが、会員の皆様方への周知徹底をよろしくお願いいたします。

（問合せ先）

東大阪市立消費生活センター

（東大阪市 市民生活部 消費生活センター）

担当 木村

〒578-0941

東大阪市岩田町五丁目7番36号

TEL 072-965-6002

FAX 072-962-9385

【別紙】

令和2年度特定計量器定期検査(集合検査)(概要)

1. 名 称 令和2年度特定計量器定期検査
2. 目 的 取引、証明に使用される特定計量器の検査を行い、適正な計量の実施を確保し、
もって経済の発展及び文化の向上に寄与すること。
3. 日 時 令和3年2月2日(火)～2月25日(木) 10時30分～15時30分
4. 実施区域 西地域 下記のとおり
5. 内 容 特定計量器定期検査(集合検査)は、計量法第21条第2項の規定に基づき行い、
特定市の長が期日、場所等を指定し実施するもの。
・対象計量器 東大阪市内で取引証明に使用している計量器
(病院・医院等でメタボ検診などに使用する体重計を含む)
【手数料 裏面参照】
・実施区域 市内を大阪中央環状線で東地域と西地域に分けて実施して
いる。奇数年度は、東地域、偶数年度は、西地域としている。
・実施機関 一般社団法人 大阪府計量協会

実施会場一覧

実 施 日	検 査 会 場	所 在 地	
2月 2日 (火)	意岐部公民分館	577-0035	御厨中2-3-24
2月 3日 (水)	長瀬西公民分館	577-0834	柏田本町12-3
2月 9日 (火)	東大阪市立産業技術支援センター	577-0065	高井田中1-5-3
2月12日 (金)	東大阪市シルバー人材センター	577-0809	永和1-15-2
2月16日 (火)	大阪金物団地協同組合	577-0815	金物町3-5
2月17日 (水)	小阪公民分館	577-0803	下小阪1-16-1
2月18日 (木)	三ノ瀬公民分館	577-0849	三ノ瀬1-6-53
2月19日 (金)	楠根公民分館	577-0007	稲田本町2-5-12
2月24日 (水)	東大阪市立社会教育センター	577-0056	長堂1-17-29
2月25日 (木)	三ノ瀬公民分館	577-0849	三ノ瀬1-6-53

令和元年度特定計量器定期検査手数料表

機械式はかり		電気式はかり	
ひょう量	手数料	ひょう量	手数料
棒はかり・直線目盛	2 5 0 円	_____	
100 kg 以下のもの	5 0 0 円	100 kg 以下のもの	1, 4 0 0 円
250 kg 以下のもの	9 0 0 円	250 kg 以下のもの	1, 8 0 0 円
500 kg 以下のもの	1, 5 0 0 円	500 kg 以下のもの	2, 2 0 0 円
1 t 以下のもの	2, 1 0 0 円	1 t 以下のもの	3, 1 0 0 円
2 t 以下のもの		3, 7 0 0 円	
5 t		6, 9 0 0 円	
1 0 t		1 0, 7 0 0 円	
2 0 t		1 5, 0 0 0 円	
3 0 t		1 9, 1 0 0 円	
4 0 t		2 1, 6 0 0 円	
5 0 t		2 9, 8 0 0 円	
5 0 t を超えるもの		5 1, 2 0 0 円	
分銅、定量おもり等	1 個につき	1 0 円	
最小目量又は表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、上記の金額の2倍とする。			